

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年7月16日

墨田区長 山 本 亨

墨田区規則第44号

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する
規則

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成10年墨田区規則第10号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「正規の」を「職員が、正規の」に、「公の職務の執行」を「裁判員、証人、鑑定人、参考人、被害者参加人等としての国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署への出頭」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。